

# 「国語」と国語教育

— 明治中期を中心として —

京 極 興 一

はじめに

「国語」には、次の用法がある。

- 1 ある一国の言語、ないしは、ある一国の公用語的、国家語的な性格の言語を指す用法（以下、国語的用法と略称）

- 2 日本人が、自国語としての日本語の總体的なもの、あるいは、共通語的なものを指す用法（以下、

自国語的用法と略称）

- 3 教科名を指す用法

- 4 和語を指す用法

- 5 方言を指す用法

これらの用法のうち、1・2について、近世から明治前期（明治二十年ごろまで）までに見られる使用上の特徴と用例を示す（注1）。

- 1 国家語的用法

近世の後半以降に、主として、洋学関係、翻訳・辞典（外国語関係）、外国の紀行・案内、啓蒙的論説等、外国の文化との接触に関する文献

中に用いられる。

- (1) 凡有物必有羅甸与国語。今所直訳悉用和蘭国語也（杉田玄白訳『解体新書』安永三年）
- (2) 魯国之国語ハ欧羅巴ニおひて学ふニ最も六ヶ敷と聞けり（森有礼『航魯紀行』慶応二年）

- 2 自国語的用法

幕末以降に、主として、国語問題・国語教育・国語研究等、日本人同士の間の対内的、仲間内的分野の文献中に用いられる（注2）。

- (3) 抑々西書理義最精細ニシテ。章句頗ル丁寧反覆セリ。（中略）コレヲ漢文ニ翻セバ。或ハ其義ヲ誤ラム。故ニ今国語ヲ以テコレヲ綴リ。務メテ了解シ易カラシム（川本幸民『気海観瀾広義』凡例 嘉永四年）

- (4) 此書ハ国語ニ依テ。洋語ヲ検査スル為ニ。編輯セリ（村上英俊『五方通語』凡例 安政三年）

本稿は、明治中期（明治二十年ごろから三十年代半ばまで）を中心として、自国語的用法の「国語」の公的使  
用に至る経過、「国語」及び国語教育の意味するもの、  
及び両者の関連等について考察したものである。

一 「国語」の公的使用の成立

教育の分野において、教科名として、「国語」、又は、  
その複合語を用いるようになるのは、「学制」発布以後  
のことである。

(1) 第二十九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学  
科ヲ教ル所ナリ（中略）

下等中学教科 一 国語学（中略）

上等中学教科 一 国語学（下略）

（『学制』明治五年）

(2) 茲ニ一疑問アリ曰ク六歳ヨリ十四歳ニ至ル兒童ハ  
之ニ何等ノ科目ヲ教ユ可キヤ又其教訓ノ方法ハ如  
何ナル可キヤト因テ今余次ヲ逐ヒ之ニ答ヘントス  
曰ク先ヅ第一ハ国語ノ読方其文法其字義及ビ文章  
ヲ作ル方法ヲ教ユルコト最緊要ノ者ニシテ又其国  
語ヲ教ユル方法ニ三種アリ（チャンブル氏説撰作

麟祥訳『教導説』明治六年）

(3) スク旧来京都名譽ノ効驗アリシ巧妙ナル手業ハ、  
本校ニ於テ益琢磨セラルルナリ。其手業ヲ教フル  
ハ国語・算術・地理書・習字ヲ散フルト司侍ニ之

ヲ為セリ（『ダビットモルレー申報』明治七年）

(4) （第四）国語学科ヲ設クルコト 我國ニ生レテ我  
国語ヲ知ラザルベカラザルコト固ヨリ論ヲ待タザ  
ルナリ（中略）是レ国語学ノ設ケナカルベカラザ  
ル所以ナリ（『文部省第二二年報』広島師範学校明  
治七年）

(5) 民間ノ学校、共ニ一万四千九百七十ヶ所、法教、  
国語、習字、算術、及ビ地理、歴史、物理ノ大要  
ヲ（本国ヲ主トシ）教ヘ（久米邦武『米歐回覽実  
記』七十九卷壤地利国の総説 明治九年）

明治初期に用いられたこれらの用例には、その内容が  
必ずしも明らかでなく、また、教科名であるかが疑わし  
いものもある。例えば、例（1）の「国語学」の内容は  
不明であり、例（2）の「国語」は、教科名と見ること  
が無理かもしれない。しかし、例（3）（4）（5）が  
教科名を指していることは明らかである。

さて、明治十九年に、「国語」という学科が、例（6）  
のように設置された。これは、明治十年代に、自国語的  
用法の使用が増加し、一般化したことが背景にあったと  
考えられる。

(6) 尋常中学校ノ学科及其程度 国語及漢文 漢字

交リ文及漢文ノ講読書取作文

高等中学校ノ学科及其程度 国語及漢文 漢字

交リ文及漢文ノ講読書取

尋常師範学校ノ学科及其程度 国語 漢文 日本  
ノ文法文学ノ要略及作文 支那の文法文学の要  
略

高等師範学校ノ学科及其程度 国語漢文 日本  
ノ文法文学及作文 支那の文法文学及作文

(中学校令・師範学校令に基づく文  
部省令 明治十九年)

この「国語」の実際の教授内容は、次の伊沢修二、上田  
万年両氏の言葉のように、それまでの科目「和漢文」の  
「和」と変らず、旧態依然であったと思われる。

国語ト申スモノハ、設ケテアテモ例ノ詞ノ八箇トカ、  
・或ハ詞ノ玉緒トカ、或ハ文法書トカ称スル書物ニ依  
テ、誠ニ古イ大和言葉ト云フモノノ活用ナドヲ研究  
スルコトガ、重モナル部分トナテ居リマス(伊沢修  
二「本邦語学ニ付テノ意見」(『大日本教育会雑誌』  
八十五号 明治二十二年四月))

文部省ヨリ出ダサレタル高等師範学校等ノ学科中、  
国語ノ一科ヲ設ケラルルガ、此ノ国語科ハ雅文ヲ研  
究スルコトノ様ニ考ヘラレ、話シト云フ意味ヲ有セ  
ザルコトト思ハル。即專雅文ノコトニ解セラレ言語  
トハ其趣ヲ異ニスルモノノ如シ(上田万年「小学ノ  
教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」(『大日本教育会  
雑誌 総集會記事第二』明治二十二年十月))  
しかし、それにも拘らず、この教科名としての使用は、

自国語的用法の「国語」が初めて公的用語として認知さ  
れたという点で、「国語」の語誌の上の画期的な出来事  
であった。そして、十余年遅れるが、小学校においても、  
例(7)のように「国語」科が成立し、「国語」は教育  
の分野に公的に出揃うことになる。

(7) 尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、体操ト  
ス(小学校令第十九条 明治三十三年)

以上、教育の分野における自国語的用法の「国語」の  
使用状況を見てきたが、それ以外の分野での公的な使用  
はどのようであったか、次に、その主要な事柄を挙げて  
みよう。

#### 植民地言語政策の分野

明治二十八年に併合した台湾において、二十九年  
に「国語伝習所・国語学校」を設置する。

#### 大学教育・学問研究の分野

明治二十二年に、帝国大学文科大学において、和  
文学科を国文学科と改称し、授業科目に「国語」  
を置く。この科目は二十六年に「国語学」となる。  
明治三十年に、同大学に「国語研究室」を設置す  
る。

#### 国語問題・国語施策の分野

明治三十三年に、文部省は「国語調査委員」を任  
命、第一回「国語調査会」を開催する。三十五年  
に「国語調査委員会」の官制が公布される。国語

問題解決のための官立の調査機関の最初である。

これらを通観すると、明治二十年代から三十年代の前半にかけて、国家の重要な施策、制度等の中に、自国語的用法の「国語」が次々に使用されたことが判明する。

ここにおいて、この「国語」は、近代日本の政治・学問・教育等の中に深く根を下ろしたということができよう。

そして、この「国語」が公的用語として用いられたことは、明治前期から中期にかけての「国語」の使用の増加、定着の歴史の上から見ると、自然な選択であったといえるかもしれないが、各分野にわたり、明治中期に集中している現象からすると、「国語」を選択した根底に、国家が「国語」に託した何ものかがあったのではないかと考えられる。そのような観点に立つと、「国語」の意味するもの、日本人の「国語」観、そして、国語教育、植民地言語政策、国語学、国語問題のあり方に及ぼした影響等を明らかにすることは重要な課題とならう。「国語」は、日本の近代についてのキーワードでもある(注3)。

なお、当時、自国語的用法の「国語」と並んで用いられた語に「日本語」がある。この語は、近世に少ないが、明治前期に多く用いられ一般的な用語となった。ただ、自国語的用法の「国語」が、日本人同士の対内的、仲間内の性格であるのに対して、「日本語」は、諸言語の中の一つの言語たる日本語の呼称として対外的に開かれ

た性格であるという差異を持つ(注4)。それにしても、右の教育・言語政策・学問研究・国語問題等の分野において、「日本語」が公的に使用されたことは、ほとんどなかった。例えば、例(8)・(9)の「日本語学」のよな語も一般的ならなかった。

(8) 日本語学は第二級より始候事(西周『文武学校基本并規則書』明治三年)

(9) 第一百十九章 文部省ハ日本語学及文学ノ整頓ヲ謀リ(ダビット・マレー『学監考案日本教育法』明治十年)

## 二 「国語」の意味するもの

明治前期において、「国語」の意味が問われることはほとんどなかった。しかし、明治中期には、使用の拡大、公的使用に関連して、その意味するものが問題とされるようになった。次に、その代表的と見られるもの三編について、「国語」の概念がどのように論じられたかを考察したい。

(1) 関根正直「国語ノ本体并ヒニ其価値」(『東洋学会雑誌』二ノ三。明治二十一年一月)(注5)

氏は、この論の冒頭に、「近來小中学校ニ、国語ト云ヘル学科アルハ、吾人ノ知ル所ナレドモ、此ノ国語トハ何ナル者ナリヤ、其本体ニ至リテハ、世ニ普ク知ラレザルニ似タリ」と述べ、「国語ノ本体」について、次の

ように説く。

抑言語ハ時世ニ随ヒテ、変ズル者ナレバ、古語ハ皆雅ニシテ、今言ハ俗ナリト云フ區別アルベキナラズ、唯今日普通言文ノ雅正ナルニ就キテ、俚俗ノ訛誤ヲ匡シ、漢語即音語モ又一種ノ國語ナレバ、強ヒテ除去スルニ及バズ、洋語トテモ國語ノ取扱ヒニ移シテ用キンコト、亦不可ナラズ、斯クテこそ、國語ノ規模誠ニ浩大ナル者ナレト云フニアリ、必竟國語ノ本體ハ、今日普通ノ言文ナリ、

即ち、「國語」は、和語・漢語・外来語を含む「今日普通ノ言文」であるという。なお、翌年、伊沢修二氏にも同趣旨の論が見られる(注6)。これらは、後に当然と考えられるようになったが、当時としては、重要な論点であったことを物語るものといえる。

次に、氏は、「國語ノ価値」という題目のもとに、次のように論じている。

國語ハ國民一統ニ貫通スル、一國特有ノ顕象ニシテ、國民ノ精神氣象尚習慣等ト同ジク、独立國ノ上ニハ必ず存在シテアルベキ者ナリ、(中略)國語ノ一定ハ、即チ國家ノ独立ヲ断定スルニ足ルベキ価値アル者ナリ、蓋シ何處ニテモ、國語程其國家ニ取リテ、大切貴重ナル者ハアラジ

この論の注目すべきは、「國語」が國家・國民成立の基盤にあるとしている点にある。これに近い考え方は、幕

末以来、國字問題の論の中にも見られるもので、全く目新しいものではない。しかし、「國語」という語に即して、明確に規定したことは画期的なことといえよう。また、それが次に引用するように、國語の現状、研究の不振、國民の無關心等に対する危機感から発したことも、注目すべきであろう。

独立ノ國制ヲ代表シ、國民ノ元氣ニ大關係ヲ有スル、國語ハ漸ク外國ニ圧倒セラルベキ形勢アリ、然ルニ之レヲ憂フル人ナキハ何如ゾヤ、(中略)抑國語ノ一定セザルハ國家ノ體面ニ関シ、語法ノ錯乱ナルハ文學上ノ欠典ニシテ、學者ノ恥辱ナリ、否國民ノ恥辱ナリ、又國語ノ錯雜無法ナルハ大ナル不便ナリ、然ルヲ社会ノ多数ハ更ニ之ヲ意トセズ

(2) 上田万年「國語と國家と」(明治二十七年十月八日の講演。『國語のため』(明治二十八年刊)所収)(注7)

「國語は帝室の藩屏なり、國語は國民の慈母なり」は、『國語のため』の巻頭に掲げられた言葉であるが、その意図するところを、「國語と國家と」の中で次のように述べている。

言語はこれを話す人民に取りては、恰も其血液が肉體上の同胞を示すが如く、精神上の同胞を示すものにして、之を日本國語にたとへていへば、日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし。日本の國體

は、この精神的血液にて主として維持せられ、日本人種はこの最もつよき最も永く保存せらるべき鎖の為に散乱せざるなり。(中略)かくの如く、其言語は単に国体の標識となる者のみにあらず、又同時に一種の教育者所謂なさけ深き母にてもあるなり。われわれが生まるるやいなや、この母はわれわれを其膝の上にむかへとり、懇ろに此国民的思考力と、此国民的感動力とを、われわれに教へこみくるるなり。

この「国語」と国家・国民とを一体とする論は、必然的に、国語の愛護・改良、国家教育のための国語教育、国語研究等の必要性に及び、更に、そのことが急務であると訴えるのであるが、それは、「国語」の現状についての次のような認識から発したものであった。

悲しい哉、我國にては此日本語は、未だ其受納すべきだけの款待を受け居らざるなり。見よ此不孝不実なる大和男兒は、如何に此上に振舞ふかを(中略)嗚呼世間すべての人は、華族を見て帝室の藩屏たることを知る。しかも日本語が帝室の忠臣、国民の慈母たる事にいたりては、知るもの却りて稀なり。

この論の中に用いられたのは、「国語」十六例、「自国語」六例、「日本語」十一例、「日本国語」一例であり、用語は必ずしも定まらず、「国語」は、国家語的用法と自国語的用法が共に用いられている。しかし、『国語のため』の巻頭言、並びに、「国語と国家」という

この論の題目から見て、氏の論の主眼は、究極的に、自国語的用法としての「国語」の意味するものを明らかにするところにあつたといつてよい。

それにしても、関根氏と上田氏の論には共通点が多い。それが偶然生じたものか、何等かの関係があつたものは、今の所不明である。しかし、当時の数少ない新進の研究者である二人の意見の一致は、明治二十年代の基本的な方向を示すものといつてよからう(因に、前者は帝國憲法公布の前年、後者は日清戦争開始直後の発表である)。なお、関根氏の論が最初の「国語」論としての意義を持つとするならば、上田氏の論は、その文章の説得力に加えて筆者の名声・幅広い活動から、世間に与えた影響は大きく、日本人の共通の「国語」観の形成に与つて力があつたといつてできよう。

(3) 大槻文彦『広日本文典別記』(明治三十年刊)(注8)

この書物は、文法書であつて「国語」を論じたものではないにも拘らず、序論に一項を設け、次のように述べている。その内容は、関根・上田両氏の論と同趣旨であるが、いわば国家的事業としての『言海』を完成させ、国語界の重鎮的存在であつた氏の著述に記された点に注目すべきものがある。「国語」観の定着をこの文章に見ることが出来る。

一国の国語は、外に對しては、一民族たることを証

し、内にしては、同胞一体なる公義感覚を固結せしむるものにて、即ち、国語の統一は、独立たる基礎にして、独立たる標識なり。されば、国語の消長は、国の盛衰に関し、国語の純、駁、正、訛は、名教に關し、元氣に関し、国光に關す、豈に、勉めて皇張せざるべけむや。

さて、以上に見てきたように、明治中期に、「国語」が国家・国民と一体をなすものであるという考え方が提示された。その背景には、欧米の列強と比較した時の日本の存在基盤の脆弱さの一因が、「国語」の現状とこれに対する国家・国民の認識の薄さにあるとの判断があった。当時の国家主義・民族主義的意識が「国語」観を形成したともいえよう。ところで、この考え方は、その後、日本人の「国語」観の基本として、疑われることなく受け継がれ、各分野に影響を与えることになる。例えば、教育について見れば、数十年後に使用された教科書にも次のように記されている。

我が国は、神代このかた万世一系の天皇をいたゞき、世界にたぐひなき国体を成して、今日に進んで来たのであるが、我が国語もまた、国初以来継続して現在に及んでゐる。だから、我が国語には祖先以来の感情・精神がとけこんでをり、さうして、それがまた今日の我々を結び付けて、国民として一身一体のやうにならしめてゐるのである。(中略)

国語は、かういふ風に、国家・国民と離すことのないものである。国語を忘れた国民は、国民でないときへいはれてゐる。

国語を尊べ。国語を愛せよ。国語こそは、国民の魂の宿る所である。(『小学国語読本』巻九第二十八「国語の力」昭和十一年発行。『初等科国語』巻八第二十一「国語の力」昭和十八年発行)

### 三 国語教育の意味するもの

明治十九年から明治三十三年の改正小学校令の発布までの「読書・作文・習字」の時期に、「国語」教育に関する論は必ずしも多くないが、その中で、上田万年氏の論と、与良熊太郎氏の論に注目すべき点が見られる。

上田氏は、次に挙げるように、国語教育について多く論じている。

(1) 小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議(大日本教育会初等教育部門会議における發議。明治二十二年十月。『大日本教育會雜誌 総集會記事第二』所収)

(2) 言語上の変化を論じて国語教育の事に及ぶ(大日本教育會における演説。明治二十二年。『国語のため第二』所収)

(3) 教育上国語学者の抛棄し居る一大要点(大日本教育會における演説。明治二十八年一月。『国語の

ため』所収)

(4) 初等教育における国語教授について(国家教育社における演説。明治二十九年十一月。『国語のため』訂正再版所収)

これらはいずれも関連を持つ論であるが、特に注目すべきは、(1)の「小学ノ教科ニ国語ノ一科ヲ設クルノ議」である。この発議は審議未了となったが、言語教育としての国語教育の新しい方向を示唆するものであった(注9)。冒頭に次のようにいう。

国語ト申スモノハ幾千年間我等ノ祖先タルモノガ我等ニ遺シ伝ヘタルモノナレハ、我等ハ之ヲ保存スルノ義務ヲ有スルコト勿論ナルベシ。今日帝国ニ生レ出デタル国民ガ国語ヲ充分使ヒ分クルコトハ誰モ望ム所ナラン、殊ニ言語上ノ教育ヲナスタメ、国語科ヲ小学校ニ設クルコトハ実ニ必要ナリ

更に、「言語上ノ教育」について、次のようにいう。

読ムコト書クコトハ能ク教ヘテ居ル様ナレドモ話スコト等ニハ氣ヲ止メザルモノノ如ク、教育上ノ大欠点ナリト思フ。言語ニテ思想ヲ吐露スル必要ハ切迫セリ、国会ナリ、市町村会ナリ、政談演説会ナリ、自分ノ思フ所ヲ人ニ知ラシメテ、其感情ヲ分ツト云フコトハ今日ノ時世ニテ急務ナリ

即ち、話し言葉重視であり、「読書・作文・習字」に話し言葉を加えた「国語」教育をというのである、また、

右に記されているように、その背景をなすものは、教育の実態と社会的要請についての認識であった。なお、氏には、これに関連して標準語の制定についての論があるが、ここには省略する。

次に、与良熊太郎「小学校ノ国語」(『信濃教育会雑誌』第八十八号明治二十七年一月)は、「国語トハ文字ノ示ス如ク国ノ言語ニシテ即チ我日本国ノ言語ナリ」と規定し、「小学校ニ於テ国語ヲ授クルノ目的」として、次の諸項を挙げる。

#### 第一

正シク他人ノ言語ヲ聞クコト

正シク自ラ言語ヲ為スコト

正シク他人ノ文章ヲ読ミ且解スルコト

正シク自ラ文章ヲ作為スルコト

#### 第二

コレヲ方便トシテ知識ヲ増殖スルコト

我国ノ美風良俗即チ我国粹ヲ認識セシムルコト

尊王愛國ノ志氣ヲ興起セシムルコト

等ナリ

第一ハ直接ニシテ第二ハ間接ナリ第一ヲ得レハ随テ

第二ヲ得ラルヘキナリ故ニ教授上直接ニ着眼スル所

ハ専ラ第一ニ在リトス

この目的の第一に、聞き・話し・読み・書くという言語行動の分類と目標を明確に挙げている点は、高く評価さ



れる。また、第二の目的に、明治三十年代後半以降の国民教育の方向を示唆する点のあることが注目される。

次に、明治三十三年に、国語科が設置され、その目標が次のように定められたが、内容は、それまでの科目名「読書及作文」が「国語」と変わった以外は、明治二十四年の小学校教則大綱第三条とほとんど同じである。

国語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス（小学校令施行規則第三条）

ここには、先ず主目標たる言語教育の内容が掲げられ、次いで「智徳ヲ啓発スル」が示される。

以上のように、明治二十年代から三十年代にかけての国語教育論、及び小学校令施行規則に見るものは、当時力説された「国語」の国家・国民との密接不可分の関係、例えば、右の与良熊太郎氏の第二の目的の中の国民教育的観点は、あまり取り立てられることがなかった。これは、小学校令公布直後も同様である（注10）。このことは、当時の国語教育が言語教育に全力を挙げなければならない状況にあったためと解される。

ところが、明治三十年代後半になると、次に示すように、上田氏は、国民教育のための国語教育を説き、その観点から今日の国民教育、国語教育には多くの欠点があるとした。

私は本邦の国語教育は、今まで申した様な国民に必

要な智識を成るべく採つて、此の智識を与へるやうにする為に、本邦の言語文章を教へるものであらうと主張するのである。（中略）猶ほいひかへて見れば、小学校では国民思想を養成して、其の国民思想にどの子供をも引き附けようといふ目的から言語文章を教へるので、従つて小学校で教へる言語文章は多く国民思想に直接関係あるものを選ばなければならぬ（「国民教育と国語教育」明治三十五年六月の高等師範学校内国語学会における演説。『国語のため第二』所収）

上田氏のこの意見は、当初の言語教育を力説することから、幅を広げ、国民教育的な教材の採択を主張する。これは「智徳ヲ啓発スル」レベルと、かなり異なつたものがある。なお、この講演が、文部省専門学務局長（明治三十一年から文科大学教授と兼任）を辞任した直後に行われたという点からは、学者の意見開陳以上のものであつたろうか。ともあれ、この頃が国語教育の転回点であり、このような考え方は、その後の国語教育観の形成に大きな影響を及ぼしたのである。そして、国家意識の高揚を必要とする時代に入ると、次に見るように、より明確に目的として定められることにもなる。

国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理會力ト發表力トヲ養ヒ國民的思考感動ヲ通ジテ國民精神ヲ涵養スルモノトス（国民学校令施行規則第一章第四

条 昭和十六年)

ところで、このような国語教育観は、植民地教育の場合、その当初から鮮明であった。例えば、台湾に設置された「国語伝習所」の目的は、次のように示されている。

国語伝習所ハ本島人ニ国語ヲ教授シテ其日常ノ生活ニ資シ且本国的精神ヲ養成スルヲ以テ本旨トス(国語伝習所規則第一条 明治二十九年)

朝鮮における普通学校においても同断である。

国語ハ国民精神ノ宿ル所ニシテ且知識技能ヲ得シムルニ欠クヘカラサルモノナレハ何レノ教科目ニ付テモ国語ノ使用ヲ正確ニシ其ノ応用ヲ自在ナラシメムコトヲ期スヘシ(普通学校規則第七条三 明治四十四年)

国家・国民と一体という「国語」観は、ためらうことなく植民地の言語政策策定の基本に置かれ、昭和二十年の敗戦に至るまで続けられる。そして、これについての反論や疑義が述べられることは極めて少なかった(注11)。

植民地言語政策としての国語教育は、既に、日本人の記憶から消え去りつつある。しかし、国語教育史研究においては、欠落させることのできない課題であると考えられる。

結語

「国語」には、自国語としての日本語を指す用法があ

る。この用法は、日本国がほとんど一言語国家であったために、疑いなく受け入れられ、普及し、国民に親しまれた。そして、明治二十年代には、「国語」こそ国家・国民を支えるものと規定された。このような「国語」が教科名となった時に、国語教育は、必然的に、言語教育とともに精神教育を、更に時代の要請があれば、国家教育を負わされることになったのである。

もとより、その間には種々の事柄が絡み、単純ではない。しかし、その根本には、「国語」の意味するもの、即ち、日本人の「国語」観が、国語教育にどのように投影しているかの問題があるのではなからうか。本稿は、そのような観点からの一考察である。

注1 京極興一「『国語』邦語『日本語』について」近

世から明治前期に至る」(『国語学』第一四六集 昭和六十一年九月)

注2 (3) (4) は、初出及びそれに続く例で、翻

訳・外国語関係の辞典が出典である。本文に記したように、自国語的方法はこの種の文献には、あまり見られない。なお、(3) は、古田東朔「『国語』という語」(『解釈』昭和四十四年七月号) 亀井孝「『くく』とはいかなることばなりや」(『国語と国文学』昭和四十五年十月号) に指摘さ

れたものである。

注3 これに関連する文献に、次のものがある。

亀井 孝『日本語の歴史6新しい国語への歩み』

(昭和四十年)第三章 新しい国語の意識とその教育

同 右 『日本語学のために』亀井孝論文集I(

昭和四十六年)所収 日本語学のため

に(昭和十三年)・「こくご」とはい

かなる ことば なりや(昭和四十五年)

古田東朔『講座国語史4文法史』(昭和五十七年)

第七章 現代の文法

同 右 『日本語文化論』(昭和六十年) 4

「国語」意識の成立

注4 注1に同じ。

注5 関根正直 明治十九年帝国大学古典講習科卒。

『古事類苑』の編集に従事後、華族女学校・学習

院・東京女子高等師範学校教授・東京帝国大学講

師。文学博士。明治二十四年刊の『国語学』は、

書名に「国語学」を附けた最初のものと思われる。

なお、『国語学』にも、表現はやや異なるが、「

国語」についての論が記されている。

注6 伊沢修二「本邦語学ニ付テノ意見」(『大日本

教育会雑誌』八十五号 明治二十二年四月)

凡ソ国ノ言葉ト云フモノハ、其国ノ人民ノ思想

ガ發達スルニ從テ、自ラ變遷シテ来ナクテハナ

ラヌモノデアリマスカラ、今日ノ日本人ノ思想

ヲ現ハスニハ、是非共今日ニ適當ナル所ノ言葉

ヲ用ヒナケレバナリマスマイ、從テ国語ノ研究

上ニ於テモ、今日ニ適當シタルモノデナケレバ、

余リ効益ハナカラウト存ジマス。ソレ故ニ此教

育会ニ於テハ、何処迄モ今日ニ適當ナル所ノ言

葉ノ研究ヲ致シタイト存ジテ、不肖ナガラ先ツ

其研究ニ從事スルコトヲシテハ、何ウデアラウ

ト云フコトヲ申シ出シタコトデアリマシタ。

注7 上田万年 明治二十一年帝国大学文科大學和文

学科卒業。明治二十七年、ドイツ留学から帰国、

帝国大学教授に任じられ、博言学(言語学)を担

当した。以後、文部省専門学務局長を兼任、国語

調査委員会主査委員、東京帝国大学文科大學長・

臨時国語調査会会長を歴任した。文学博士。

注8 大槻文彦 明治二十四年『言海』刊行。次いで、

『言海』巻頭の「語法指南」を改訂して『広日本

文典』『広日本典別記』を刊行した。時に五十

歳。以後、国語調査委員・国語調査委員会主査委

員・臨時仮名遣調査委員会委員等を歴任した。文

学博士。

注9 上田万年氏の論よりやや早く、坪井仙次郎氏の

「小学校ノ教科ニ国語科ヲ設クベシ」(『教育時

論』第百三十七号 明治二十二年二月五日)とい  
う論文がある。その話し言葉重視の考え方は、上  
田博士の論と共通する。

余ハ読書作文ノ二科ニ代フルニ国語ノ一科ヲ以  
テセントスルナリ而シテ希望スル所ハ読書作文  
ヲ授クルノ上ニ又話力ヲ教養セントスルニ在リ  
(中略)余ノ小学校ノ教科中ニ列セントスル所  
ノ国語科ハイハユル言語文字ヲ包含シタルモノ  
トス

注10 次の芦田恵之助氏の論は、小学校令施行直後  
の言語教育を主とする国語教育論の一例である。

他人の談話を聞き、及び他人の文章をよみて之  
を理解し、更に自己の思想を談話、又は文字に  
て発表し、其文字にて発表するに当りては、其  
書き方を正しくし、美はしくすること等はこれ  
分つべからざる一全体なりといふ大精神を一般  
に示したるものなることを、余は確信す。(中  
略)国語科は、我國語を談話にても、文章にて  
も理解し、又其反対に談話にても、文章にても  
発表するを大主眼とするものなり(『小学校に  
於ける今後の国語教授』第一章 国語科と改め  
たる精神 明治三十三年十二月)

注11 「国語」観と植民地言語政策の問題について  
は、別に取り上げる予定である。

なお、戦争末期における批判的論文には、次のも  
のがある。

時枝誠記「朝鮮に於ける国語政策及び国語教育の  
将来」(『日本語』第二巻八号 昭和十七年八  
月)

同右 「最近に於ける国語問題の動向と国語学」  
(『日本語』第四巻二号 昭和十九年二月)

(きょうごく おきかず 信州大学教授)